

長岡市小国地域総合センター（仮称）整備検討委員会設置要綱  
（設置）

第1条 本市は、小国地域における健康増進と地域活動の拠点として小国地域総合センター（仮称）（以下「センター」という。）を整備するに当たり、必要な事項を検討するため、長岡市小国地域総合センター（仮称）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) センターの整備に関する事項
- (2) センターの利用に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、センターに関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、市長が委嘱する9人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、小国支所市民生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。